



内閣府
沖縄総合事務局

記者発表資料
発表後の取り扱い自由

平成24年度 低潮線保全への取り組みについて

沖縄総合事務局開発建設部では、昨年度に引き続き今年度も「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、低潮線及びその周辺の人為的な損壊や自然浸食等を確認するため、沖縄総合事務局管内の低潮線保全区域について、防災ヘリコプターを用いて職員の直接目視により巡視を実施し、各低潮線保全区域とも地形の変化等の異常がないことを確認しております。

また、低潮線保全区域では、行為の規制等を周知するための看板を昨年度から設置しています。今年度は、宮古島、波照間島、北大東島に計5基の看板を設置し、今年度で設置を完了します。

【低潮線保全区域とは】

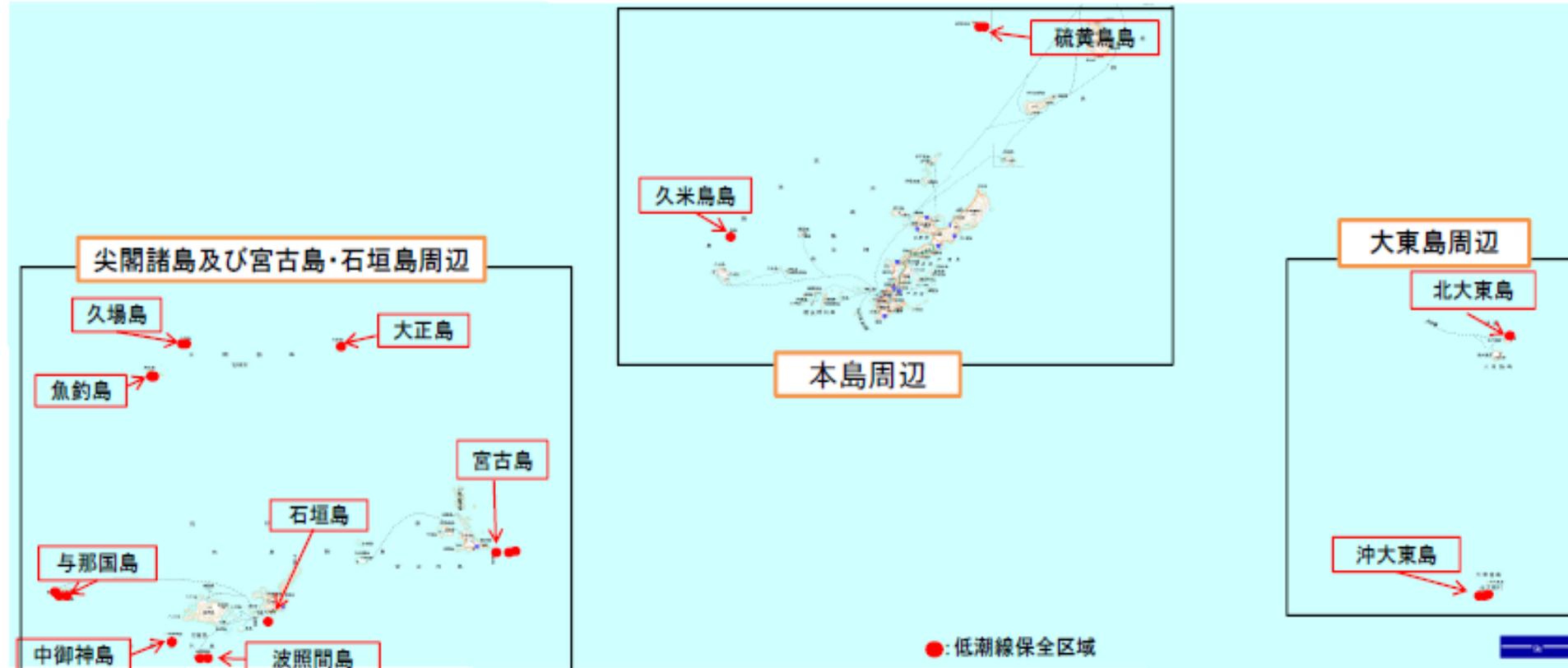
- ・ 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある区域で政令により定められたもの。
- ・ 沖縄総合事務局では、38区域を所管。

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 TEL098-866-0031

開発建設部 低潮線保全官 徳永 敏朗（内線 3617）

沖縄総合事務局管内の保全区域と巡視記録



巡視記録

- 平成24年 8月18日 宮古島、大正島の4区域 【写真①】
- 平成24年 8月19日 魚釣島、久場島の7区域 【写真②】
- 平成24年 8月20日 波照間島、与那国島などの20区域
- 平成25年 1月29日 硫黄島、久米島島の3区域
- 平成25年 3月 7日 与那国島、中御神島の9区域
- 平成25年 3月 8日 宮古島、波照間島などの14区域 【写真③】
- 北大東島、沖大東島の4区域は、海上保安庁からの情報提供

低潮線保全区域の巡視状況



防災ヘリコプター



巡視状況(ヘリ巡視)



①尖閣諸島 大正島 (平成24年8月19日巡視)

注1) 囲みエリアは概ねの低潮線保全区域
注2) 写真左は遠景、写真右は近景

低潮線保全区域の巡視状況



②与那国島 西崎（平成24年8月19日巡視）



③宮古島 東平安名崎（平成25年3月8日巡視）

注1) 囲みエリアは概ねの低潮線保全区域
注2) 写真左は遠景、写真右は近景

普及・啓発等（平成24年度の設置状況）

低潮線保全区域 看板設置状況



宮古島東平安名崎設置状況

◆平成24年度の看板設置箇所



- ① 沖縄県竹富町波照間3365-3 [政令第80号]
 沖縄県竹富町波照間3905-1 [政令第81号～83号]
 沖縄県竹富町波照間3950-1 [政令第84号～89号]
- ② 沖縄県宮古島市城辺
 字保良1221-14 [政令第76号～78号]
- ③ 沖縄県島尻郡北大東村
 字中野地内 [政令第72号]

許可が必要となる行為

- 海底の掘削又は切土
- 土砂の採取
- 施設又は工作物の新設又は改築
- 低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある行為

※違反した者は、低潮線保全法第十七条により処罰されます。



この先に低潮線保全区域があります

低潮線保全法(略称)により、保全区域での左記の行為は、国土交通大臣の許可なく実施することはできません。

内閣府 沖縄総合事務局
 開発建設部 低潮線保全官
 電話 098-866-1911

